



保医発 0217 第 2 号
令和 3 年 2 月 17 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が令和3年厚生労働省告示第45号をもって改正され、令和3年2月18日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（注射薬1品目及び外用薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	9,083	3,585	2,183	28	14,879

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) ラスビック点滴静注キット 150mg

本薬剤の重要な基本的注意において、「本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

(2) テリルジー200 エリプタ 14 吸入用及び同エリプタ 30 吸入用

本薬剤は、既に薬価収載後1年以上を経過しているテリルジー100 エリプタ 14 吸入用及び同エリプタ 30 吸入用（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、既収載品において気管支喘息（吸入ステロイド剤、長時間作用性吸入抗コリン剤及び長時間作用性吸入₂刺激剤の併用が必要な場合）に係る効能・効果及び用法・用量が追加されたことに合わせ、当該用法・用量に必要となる製剤として承認された医薬品であることから、掲示事項等告示第10第2号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限(14日間を限度とする。)は適用されないものであること。

(参考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	注射薬 ラスビック点滴静注キット150mg	ラスフロキサシン塩酸塩	150mg 1 キット (希釈液付)	4,034
2	外用薬 テリルジ-200エリブタ14吸入用	フルチカゾンフランカルボン酸エステル/ウメクリジニウム臭化物/ピランテロールトリフェニル酢酸塩	14吸入 1 キット	4,764.50
3	外用薬 テリルジ-200エリブタ30吸入用	フルチカゾンフランカルボン酸エステル/ウメクリジニウム臭化物/ピランテロールトリフェニル酢酸塩	30吸入 1 キット	10,098.90